

地域医療介護総合確保基金にかかる県計画に
関する事後評価(案)について

令和8年9月2日
第1回徳島県地域医療総合対策協議会

医療介護総合確保促進法に基づく県計画について

○基本的な考え方

地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築とともに、地域包括ケアシステムの構築等により様々な課題を解決し、県民が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、人生の最後まで自分らしい生活が続けられるよう県計画を策定。

○医療介護総合確保区域

東部（徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）
南部（小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町）
西部（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）

○計画の期間

平成26年度県計画	平成26年度～令和8年度	令和2年度県計画	令和2年度～令和8年度
平成27年度県計画	平成27年度～令和8年度	令和3年度県計画	令和3年度～令和8年度
平成28年度県計画	平成28年度～令和8年度	令和4年度県計画	令和4年度～令和8年度
平成29年度県計画	平成29年度～令和8年度	令和5年度県計画	令和5年度～令和8年度
平成30年度県計画	平成30年度～令和8年度	令和6年度県計画	令和6年度～令和8年度
令和元年度県計画	令和元年度～令和8年度	令和7年度県計画	令和7年度～令和8年度

I 病床機能分化・連携事業

地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備の整備に対する助成を行う。

・医療機関（病院、診療所）をはじめ、訪問看護ステーション、薬局及び介護関係施設等におけるICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を行う事業等

II 在宅医療推進事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、居宅等における医療の提供に関する事業を行う。

・在宅医療の従事者やかかりつけ医の育成
・訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施
・在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備等

IV 医療従事者の確保・養成事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成し、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

・産科・救急科・小児科等の人材が不足している診療科の医師確保支援
・新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための研修の実施等

VI 勤務医労働時間短縮事業

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備を推進する。

・医師の労働時間短縮に向けた体制を構築するため、チーム医療の推進やICT等による業務改革の推進に係る経費の支援
・長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営に対する支援の実施等

令和7年度に実施した基金事業に関する事後評価(集計)

事業 区分	事業数	アウトプット指標の達成状況			アウトカム指標の達成状況※		
		達成	順調	未達成	達成	順調	未達成
①	3	2	0	1	0	2	0
①-2	1	0	1	0	0	1	0
②	12	9	3	0	2	10	0
④	26	22	4	0	12	14	0
⑥	2	2	0	0	0	2	0
合計	44	35	8	1	14	29	0

※事業区分①について、アウトカム指標の達成状況进行评估できない事業が1件あるため、合計が合わない。